

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
1	2	20	平成5年・農業試験場会津支場にて、無農薬無化学肥料無灌水ハウス栽培試験開始（～平成9年）	御意見ありがとうございます。 試験研究は以前から取り組んでおりましたが、福島県として「有機農業」の推進を始めた年度から記載していたことから、原案のとおりといたします。
2	4	22～34	4 有機農業の推進に関する基本的な方針 (1) 有機農業の位置づけ ・有機JAS認証面積に偏っており、未認証有機農家などに関する供述がない。（計画の対象に入っていない）これに対して、国は「地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組みが画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから（中略）幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする」とある。（「有機農業の推進に関する基本的な方針」第3有機農業に推進に関する施策に関する事項 1 施策の考え方）また国は環境保全型農業直接支払交付金に対しても有機農業を有機JASに限定していないことから、県も有機農業有機農業推進にあたり、もっと対象範囲を広げるべきである。	御意見ありがとうございます。 本推進計画においては、認証の有無にかかわらず、有機農業を推進することとしております。また、その一方で東日本大震災による風評が根強く、県産有機農産物に対する消費者や流通業者等の理解・信頼を高めるため、有機JAS認証の取得についても推進していることから、御意見を踏まえ以下のとおり追記させていただきます。 4（1）有機農業の位置づけ（4頁29行） 「このような有機JASの認証取得の取組を含む有機農業※1の取組は、…」を追記。 「※1 「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を追記。 5●現状と課題イ（7頁1行） 「有機JAS認証は、「有機JAS」に適合した生産が行われていること（行程）を第三者機関が検査し、認証された事業者が「有機JASマーク」の使用を認証する制度であり、す。本県は、東日本大震災による風評が根強いことから、県産有機農産物に対する消費者や流通業者等の理解・信頼を高めるため、有機JAS認証の取得を推進しています。」
3	4	32	地域振興などに貢献するほか、 <u>安全安心な食を求める人や社会との有機的な結びつきを作っていくものであり</u>	御意見ありがとうございます。 有機農業を推進するうえで重要な視点であると認識しております。消費者理解を進める上での参考にさせていただきます。
4	4	42	「新規就農者を確保するに当たっては、空き家や耕作放棄地の情報を収集して、本人の条件に合った場所を紹介する。」など具体的な方法も書いた方が良いと思います。	御意見ありがとうございます。 当計画は、県有機農業推進の基本的方向とその実現のための方策を位置づけたものであるため、原案のとおりとします。いただいた御意見の具体的な方法については、担い手確保や移住・定住等の施策と連携する中で検討し、福島県に合った方策として展開して参ります。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
5	5	5	「技術開発」に加えて、「在来品種活用と有機栽培に合った品種育成」が必要だと思えます。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見については、技術開発の一部に含めて対応することとし、原案のとおりといたします。
6	5	11	「インターネットを活用し、地域に合った特産物を発掘・開発し」等の内容を入れてはどうでしょうか。	御意見ありがとうございます。 インターネットの活用については、5（6）●施策の展開方向イ（イ）（10頁38行）で「…需要が伸びているインターネット販売の取組を促進するとともに…」と記載しておりますので原案のとおりといたします。
7	5	20	「退職した農業技術職員にも協力をお願いして」を入れることも検討してください。	御意見ありがとうございます。 退職した農業技術職員との連携に関する取組は、5（8）●施策の展開方向ア（12頁31行）で「…有機農業推進チームの機能強化を図るため、指導員研修会等を通じて、有機農業の指導員の育成や技術指導力の向上を図ります。」に含めているため、原案のとおりといたします。
8	5 6	23～42 1～27	5. 有機農業の推進に関する施策の展開方法 重点方針Ⅰ「ふくしまの有機農業を担う人材確保・育成強化」 （1）有機農業者の確保・育成 ・新規就農希望者のための施策に偏っていて、慣行からの転換者に対する視点が不足している。 ・農業短期大学の有機農業研修を実施とあるが、より一層充実させてほしい。 ・「実践的な研修が受け入れられるよう、受入体制の確立は」高く評価する。 ・認定新規就農者制度などは、撤退した時の返還金などの問題があり、お勧めできないとしている県（埼玉県）がある。県は国の制度に頼らず、独自の支援制度をつくるべきである。また失敗しないように就農希望者の意に沿わない営農計画になる傾向があり、その点を留意すべきである。	御意見ありがとうございます。 ・慣行からの転換者への支援について、御意見を踏まえ以下のとおり修正させていただきます。 5（1）●現状と課題ア（5頁38行） 「…新たな有機農業者を確保するとともに、 <u>慣行栽培からの転換者や新規就農者も</u> …」 5（1）●施策の展開方向ア（6頁12行） 「…連携を図りながら、 <u>新規就農者や慣行栽培からの転換者等に対する就農相談やきめ細やかな情報提供</u> …」 ・施策を展開する中で、ニーズを把握しながら研修内容を見直すとともに、実践的な技術習得ができる研修体制の整備を支援して参ります。
9	5	35	ターナー者も含め、新規就農者も	御意見ありがとうございます。 ・ターナー者も含めて新規就農者として記載しているため、原案のとおりといたします。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
10	6	1	「一方、半農半X的な形で就農しようとする人へも、門戸を開き、地域活性化への一助にもします。」経済的理由や、特技を生かしつつ農業に取り組みたい人も、地域にとって重要な存在です。	御意見ありがとうございます。 就農の形態は問わず、広く有機農業の取り組み希望者を確保する事を目的としておりますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 5（1）●施策の展開方向ア（6頁13行） 「…就農相談やきめ細やかな情報提供、就農イベントへの参加などによりあらゆる機会を捉え、県内外の就農希望者等を確保します。」
11	6	11	就農希望者の確保に当たっては、「新・農業人フェア」や各種募集サイトなども利用して、といった内容も加えてはどうか。	No.10に同じ
12	6	14	農業短期大学校更に福島大学関係学類とも連携しつつ、県内の農業高校や、統廃合となる農業高校校舎・農場施設において	御意見ありがとうございます。 高校などの施設につきましては、現時点での利用が不明なことから記載しませんが、福島大学等に協力をいただき、研修会等を開催していることから、御意見を踏まえ、以下のとおり追記させていただきます。 5（1）●施策の展開方向イ（ア）（6頁21行） 「また、有機農業生産組織や大学等と連携した研修を実施します。」
13	6	16	研修は会津地方でも行っては。中通りとは気象条件が違い、雪の利活用や、冬季の加工作業など。	御意見ありがとうございます。 研修については、5（1）●施策の展開方向イ（イ）（6頁23行）で県内農業者の元で行うことを想定しており、県内全域を対象としていることから原案のとおりといたします。
14	6	20	耶麻農業高校跡地などの活用についても考えてほしい。	御意見ありがとうございます。 高校などの施設につきましては、現時点での利用が不明なことから原案のとおりといたします。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
15	6 7	38～10 21～25	<p>(2) 有機農業者の経営力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機JAS認証取得にこだわりすぎており、未認証有機の促進などについての視点が欠落している。国は「農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ」とある。（同第3有機農業の推進に関する施策に関する事項 1施策の考え方） ・JAS,GAP推奨による経営強化は有機農業推進の本質ではない。さらに取得には膨大な書類作成と費用が必要で、モノカルチャー（単作化）につながりかねない。また規模の小さな農家に対する配慮がみえない。 ・第三者認証GAP等の導入支援の項で「本県独自のFGAPなど第三者認証GAP等」とあるが、福島県が定めたFGAPを県が推奨することは第三者認証とはいえない。 ・県独自の環境保全型農業直接支払制度を立ち上げる、あるいは既存の制度の増額をすべきである。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.2に同じ ・有機農業者の経営力強化の観点から、有機JAS認証制度やGAPの手法を活用した支援を考えております。なお、各支援は規模の要件を設けておりません。 ・FGAPは第三者認証ではないことは認識しており、第三者認証認証GAP等としております。 ・環境保全型農業直接支払制度は、国の交付金の活用を想定しております。
16	6 7	38～43 1～10 21～23	<p>●重点方針1 ふくしまの有機農業を担う人材確保・育成の強化、6ページの(2)有機農業者の経営力強化の項目で、有機JAS・GAP認証取得を推進しようとしている。</p> <p>しかし、国の定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」には、2ページに以下のようにある。<農業者その他の関係者の自主性の尊重—有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業がこれまで有機農業を志向する一部の農業者その他関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないように留意する。>また、国の定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」3ページには<農業者が有機JAS認証を取得するかしないかにおいては、農業者の販売戦略や経営判断によるものと前提し>とある。したがって、認証に関わる支援のみならず、実際的に有機農業を行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行おうとしている農業者が支援を受けられる計画への改善を求める。また、国の方針では半農半Xによる農業人材も推進していることから、ふくしま県の有機農業人材確保においてもそれらを考慮した計画となるよう求める。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ以下のとおり修正させていただきます。 <p>No.2と同じ</p> <p>・本計画では、有機農業を主体とする農業者を想定しており、半農半Xについて記載せず、原案のとおりといたします。</p>

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
17	7	32～42	(3) 園芸品目等の生産拡大 ・そもそもなぜ園芸品目のJAS認証が少ないのかの分析をもっとすべきである。	御意見ありがとうございます。 ・現在、本県で野菜など園芸品目の有機農産物を生産、販売されている農家の多くは、少量多品目を栽培し、有機JAS認証を取得しなくても販売が可能な宅配等により購入者へ直接販売される方が多いと認識しています。今後、有機農業を拡大する上では、需要のある園芸品目の生産と販路の拡大が必要であり、流通事業者の求めに応じた有機JAS認証を取得した園芸品目の生産拡大を本計画では新たに位置づけております。
	8	1～15		
18	8	11	雑草・病害が発生しにくく、高品質の物が採れる「無灌水ハウス栽培技術」（平成9年の成果を発展させたもの。）について、一般化できる部分だけでも触れていただきたい。	御意見ありがとうございます。 これまでの試験研究で開発した技術の普及に関する取組は、5（4）●施策の展開方向イ（9頁16行）で「…得られた成果の普及を図り…」に含めていることから、原案のとおりといたします。
19	8	17～42	(4) 有機農業技術開発と実証 ・小さな農家、小さな消費者（地産地消）などの視点が欠けている。 ・スマート農業の採算性をもっと慎重に検討すべき	御意見ありがとうございます。 ・技術開発や実証にあたっては、5（4）●施策の展開方向ウ（9頁20行）に記載のとおり、有機農業者等と密に連携しながら現場の課題やニーズを捉えることとしており、農家や消費者の規模によらず、広く連携して参ります。 ・スマート農業の採算性については、実用化の中で検討して参ります。 以上のことから原案のとおりといたします。
	9	1～16		
20	8	23	土づくりや、雑草防除に	御意見ありがとうございます。 土づくりは有機農業の基本となる取組であることから、原案のとおりといたします。
21	8	22～	●重点方針2 消費者や実需者ニーズに対応した生産力強化、8・9ページには水稻有機栽培において・・・雑草防除技術の体系化が求められるとある。他県を含め、有機農業の技術開発、既実践されている成功例も参考にしつつ、福島県独自の会津地方・中通り・浜通りと気候などの条件の違う地域において、有機農業を実践する技術研究ならびに技術の研修会が広く行われるよう期待する。	御意見ありがとうございます。 現在、国の研究機関や他県で開発された技術を含め、会津・中通り・浜通り各地方で有機農業の技術実証に取り組み、得られた成果を基に、技術普及に係る検討・研修会を開催しております。今後、当取組を拡充できるよう、施策に反映して参ります。
	9	～16		

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
22	8	30	「施設を活用した」の中に、「6～9月だけ剥がすハウス栽培で収穫期間を延長する技術（別紙参照）」のようなアイデアも一例として入れると趣旨が理解されやすくなるのでは。	御意見ありがとうございます。 本計画は、県有機農業推進の基本的方向とその実現のための方策を位置づけたものです。具体的な技術や取組については、各地域で行う技術支援の中で事例を示し、福島県に合った技術の選定・普及を図っていくことから原案のとおりといたします。
23	8	35	「新品種・新品目導入」に育成・開発を加え、農家自らが育種したり、新品目を発掘したりする技術も教えるようにしてはいかがでしょうか。種苗会社は農家より種苗会社の利益になる品種を作ります。特に有機栽培に適した品種は種苗会社は作ってくれません。また、「伝統野菜・作物」にも言及を。	No.5に同じ
24	9	4	会津地方の冬季の仕事として、除雪が少なくすむアスパラやウドの伏せ込み栽培や、例えばササゲ豆でつくるパパロア豆腐など加工品開発など。	No.5に同じ
25	9	9	新品種の導入に「在来品種発掘と、これも利用した育種」も加えてほしい。「ふるさとの品種」には地元の気象や土壌に合った、無農薬で作りやすさがあり、都会の地元出身者の郷愁も誘うから。	No.5に同じ
26	9	14	「メーカー」は何のメーカーか明確ではない。メーカーベースになると、その利益のために農家の利益が損なわれる恐れがあるので、注意した書き方が必要かと思えます。	御意見ありがとうございます。 ・「メーカー」とは農業機械・資材・種苗メーカー等を総称しており、そのノウハウ等の活用を想定しております。メーカー主導ではなく、現場の生産性等の向上につながるよう推進してまいります。
27	9	18～32	（5）地域の有機性資源の循環利用 ・生物多様性、温室ガス抑制効果などの言及がなく、震災前の単純な資源循環利用からの発展性が見られない。	御意見ありがとうございます。 ・資源の循環利用は、有機農業そのものが自然循環機能を維持・向上する農法であり、地域資源の循環利用は基本となる取組として整理しておりますことから、生物多様性、温室ガス抑制効果などの言及はせず、原案のとおりといたします。 なお、生物多様性、温室ガス抑制効果については、4（1）有機農業の位置づけ（4頁31行）において整理し、記載しております。
28	9	31	堆肥、 <u>落ち葉</u> 、酒粕	御意見ありがとうございます。 落ち葉については、放射性物質吸収抑制対策のため、国のガイドラインに基づく利用制限があるため、原案のとおりといたします。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
29	9	33	<u>落ち葉の活用は、林間に人が入ることで獣害対策への効果も期待できる</u>	No.28に同じ
30	9 10 11	36～42 1～43 1	(6) 県内外における販路開拓・拡大支援 ・まずは県内でも十分需要を喚起することが可能であり、そのためにも学校給食の有機化などを県が主導して有機農産物の需要と有機農家の販路の安定を確保したうえで、県外販路開拓へ向かうべきである、	御意見ありがとうございます。 今後の施策の参考とさせていただきます。 ・学校給食への利用については、有機農産物の販路を確保する上で重要な取組と考えております。現在、学校給食への食材活用を支援しており、今後は、食材活用への支援内容を拡充するとともに、情報交換会の開催による学校等給食関係者への新たな販路の確保を支援してまいります。
31	10	15	「ふるさと納税返礼品」に使用すれば、有機農産物として他県との差別化にも使えます。触れて下さい。	御意見ありがとうございます。 「ふるさと納税返礼品」は市町村の主体となる取組であることから、原案のとおりといたします。
32	10	21	P6の4行とも共通しますが、県として有機農業者への連絡や交流サイトを作ってはいかがでしょうか。	御意見ありがとうございます。 今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、有機農業者の交流については、関連事業を活用し、有機農業者が交流する機会の創出を図っているところであり、今後も取り組んでまいります。
33	10	26	主体的に取り扱う、 <u>学校給食施設・医療介護施設</u>	No.30に同じ
34	10	17～ 20	●重点方針2と3について、安定的な需要と供給が行われることにより県内の有機農業が推進すると考えられる。したがって学校給食や県立病院・県職員の食堂などで有機食材を使用し、有機農業者と年間契約を行うなど安心して栽培できる体制を整える必要があると考える。消費者による有機農産物の消費拡大のみならず、県自ら消費する方法にも取り組んで頂けるよう期待する。	No.30に同じ
35	10	26～ 32	●重点方針3 消費者や実需者ニーズに対応した販路の確保、10ページのフェア・マルシェの開催による販路開拓に向けた機会の提供とある。県内には有志の有機農業者でマルシェの開催など、消費拡大や認知向上に向け既に動いている団体が多数存在する。県で企画開催する機会の他に、そのような既に有志で主催しているマルシェの開催の支援を求める。	御意見ありがとうございます。 今後の施策の参考とさせていただきます。なお、県主催のマルシェについては、有機農業者の協力を得ながら継続して実施するとともに、地域におけるマルシェの開催については、関連事業を活用しながら支援しており、今後も取り組んでまいります。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
36	11	3~42	<p>(7) 有機農業に対する消費者当の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の取組みの域から出でず、真新しさや覚悟が見られない。まずは学校給食の有機化という目標を入れるべき ・マルシェ（ファーマーズマーケット）は消費者への理解促進に効果的であり、県は積極的に支援すべきであり、計画書にも明記すべきである。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物の学校給食等への利用推進に関する取組は、5（6）●施策の展開方向イ（エ）（11頁7行）の「…流通・加工・小売事業者など関係者に対し、加工食品、小分け、オーガニックレストラン等などの認証制度の周知・働きかけにより、新たな需要の創出を図ります。」に含めていることから、原案のとおりといたします。 ・有機農業者組織の販路拡大支援に関する取組は、5（6）●施策の展開方向イ（イ）（10頁35行）の「…フェア、マルシェ、シェフとの交流など販路開拓・拡大に向けた多様な機会を提供するなどマッチングを支援し…」に含めていることから、原案のとおりといたします。 ・学校給食については、No.30に同じです。
37	11	14	<p>SDGs と関連づけて、例えば踏床温床を使えば電熱が不要となり、床土や、堆肥が生産でき、落葉を片づけることで地域の人にも喜ばれる、苗床にCO₂を供給できるなども具体例として挙げてみては。また、無灌水ハウス栽培では、水の節約や地盤沈下防止等、有機栽培の効果を示すことも必要では。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>当計画は、県有機農業推進の基本的方向とその実現のための方策を位置づけたものです。具体的な技術については、施策の中で事例を示し、福島県に合った技術の選定・普及を図っていくことから原案のとおりといたします。</p>
38	11	26~43	<p>計画1 1 ページの消費者などの理解促進内容には、有機農業だからこそ普及すべき特徴が欠如しているように考えられる。自然環境循環の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を求める。またそのために、子供への食育・食物栄養学科の大学生・農家を目指す高校生に向けて有機農産物・有機農業への理解関心を高めるためには、農林水産部のみならず、行政内の各部の連携した取り組みを求める。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>5（7）●施策の展開方向ア（ア）（11頁34行） <u>「有機農業の意義や本県の有機農業の取組や、有機JAS認証制度等について、」</u> なお、大学生等に対する有機農業への理解を深める活動を実施しているところであり、今後も推進してまいります。</p>
39	11	38	<p>特に、中学校における農業教育は、思春期でネットなどの誘惑もある中、現実作物を有機栽培することで、中学生たちに足が地についた生き方を実感させる意味で重要です。（私は昨年、喜多方市立山都中学校の1年生対象に、学校内の畑で無灌水有機栽培ハウスメロンを栽培体験させ、美味しいメロンができたことで子供たちが自身をつけたことが実感されました。）</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
40	12	3~42	<p>(8) 有機農業推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術指導体制強化とあるが、そもそも有機農業技術は地域で長年有機農業に取り組む篤農家が先行しており、まずは県職員が技術指導を仰ぎ、あるいはその内容をほかの有機農家に伝える役割を担うべきである。その上で、各方部に有機農業の指導員を配置してほしい。 ・JAとの連携は重要であり、ぜひ県が積極的に働きかけてほしい。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、農業総合センター有機農業推進室（郡山市）、会津農林事務所、相双農林事務所に有機農業担当の職員を配置するほか、令和3年度から各農林事務所に有機農業担当を新たに位置づけ、各農林事務所に有機農業推進チームを設置し、指導員の育成に努めています。 ・JAとの連携については、5（8）●施策の展開方向イ（12頁38行）で「…有機農業産地づくりに向けて、市町村、JA、有機農業者組織等の連携を促進するとともに…」と記載しており、積極的に対応してまいります。
	13	1		
41	12	16	<p>直接支払い対象地域に、山間部や耕作放棄地が対象になっていない所が多いので、実際に有機農業が行われている所は対象地域に含めるようお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金の対象地域は県内全域を対象としていることから原案のとおりといたします。</p>
42	12	25	<p>有機農業は、自分で実際に取り組まないと重要な点で判らないことが出てくる。有機農業推進チーム員自らが、小規模な圃場を栽培管理し、現場の問題を再現させて対策を研究する場とすると良い。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
43	13	30	<p>冬季の作業（伏せ込み栽培、加工作業など）や雪室の活用技術などについて言及してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>当計画は、県有機農業推進の基本的方向とその実現のための方策を位置づけたものです。具体的な技術については、施策の中で事例を示し、福島県に合った技術の選定・普及を図っていくことから原案のとおりといたします。</p>

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
44	14 15	34～42 1～17	7・有機農業推進に関する目標と評価 目標1 ・有機JAS認証事業者だけでは、有機農業のすそ野の広がり的一部しか把握できない。未認証有機農家の数も目標にいれるべきである。 目標2 ・目標とする増加率が国よりもはるかに低い。令和12年の目標は500ヘクタールを目指すべきである。 目標3 ・環境直接支払の有機栽培面積が他県よりも断然低く、せっかくの有機JAS認証ほ場をすべて拾い上げていない。各市町村、特に未実施の自治体に早急に指導すべきである。	御意見ありがとうございます。次により原案のとおりといたします。 目標1 他県との比較も可能であることから、農林水産省の公表値である有機JAS認証事業者を指標としました。 目標2 国のみどりの食料システム戦略の2030年目標（有機農業の取組面積6万3千ha）に基づき、東日本大震災の影響が大きく、有機農業の取組が減少している本県状況を加味して設定しています。 目標3 今後の施策の参考とさせていただきます。
	45	14	16	耶麻農業高校の跡地を活用して、有機農業の研修施設などを作ってはいかがでしょうか。
46	全般	—	■福島県有機農業推進計画（第3期）のパブリックコメント実施についての意見 ・県民意見公募が行われていること、第3期の案が公表されていること、を知ることが難しい。福島県のHPには、「計画の策定にあたり、より多くの県民の皆様ご意見を反映させるため広く意見を募集します。」とあるので、より多くの県民がこの計画に関心を持ち、意見を出し合えるよう求める。 ・意見を検討するにあたり、福島県有機農業推進計画（第2期）の目標の達成度の評価や達成できなかった原因などを分析した資料が見つからなかった。福島県有機農業推進計画（第3期）に対して県民が意見を提出する際の参考となるよう第2期の総括評価の公表を求める。 ■福島県有機農業推進計画（第3期）の内容についての意見 福島県有機農業推進計画（第3期）の計画は、国において令和2年に示された「有機農業の推進に関する基本的な方針」から、かけ離れた計画であると危惧する。重点方針1～3について改善を求める（No.16,21,34,35参照）。	御意見ありがとうございます。 ・当計画（案）の策定やパブリックコメントの実施方法についての御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。 ・福島県有機農業推進計画（第2期）総合評価は、別に公表することとします。 ・本計画の重点方針につきましては、国の基本的な方針に示される人材育成、販路の確保、生産力強化を含んでおりますので、原案のとおりといたします。

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応								
47	全般	—	<p>国が有機農業推進を法律に定め、福島県も本格的に有機農業を推進することが期待される。とても残念だが、県庁が県民に意見募集している第3期の有機農業推進計画（案）は欠陥だらけといわざるをえない。県が目指す数値目標についても国が目指す目標に比べて見劣りするが、それさえも達成がおぼつかないと危惧する。</p> <p>・第3期の有機農業推進計画（案）の欠陥</p> <p>1. 平成27年3月に県庁が策定した有機農業推進計画（第2期）の総括がなされていない。そのため、第2期と比べて第3期の目標のどこが改善され、どこが改善されていないのか判断できない。</p> <p>仕方ないので、当方で把握できる数値から判断する。</p> <table border="0"> <tr> <td>有機農業目標（平成32年、令和2年）</td> <td>令和2年度の実績</td> </tr> <tr> <td>有機栽培面積 400ha</td> <td>JAS 認証面積182ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（うちJAS 認証面積325ha）（有機栽培面積は記載なし）</td> </tr> <tr> <td>生産工程管理者 102</td> <td>60</td> </tr> </table> <p>有機農業推進体制を整備した市町村数 50 以上 記載なし</p> <p>とある。</p> <p>第2期では、JAS 認証面積と生産工程管理者の数値目標にまったく及ばなかったことがわかる。有機農業推進体制を整備した市町村数とJAS をとっていない有機栽培面積は記載されていないので、数値目標を達成できたかどうか判断できない。限られたデータの範囲であるが、第2期の推進計画は数値目標にはるかに及ばず、失敗であったといわざるを得ない。</p> <p>有機農業推進計画（第2期）の総括評価を速やかに公表すること。有機農業推進計画（第3期）のパブリックコメントは、総括を公表してから行うべし。</p> <p>有機農業の推進の主役は、県内の農家と食べて応援したい県内、県外の消費者だ。流通や加工関係者ももちろん重要だ。遡れば、行政が関与するまで有機農業は農家が心ある消費者とともにやってきたのだ。これに対して、県庁職員は、有機農業を実践をしていないし、県産の有機農産物を食べて応援しているかも定かでないので、有機農業推進の応援団、いわば旗振り役であり調整役だが、主役ではない。その県庁職員が、県内の有機農業者の預かり知らぬところで、案とはいえ、どうして勝手に計画を策定するのか。有機農家や消費者にとってあずかり知らぬことなので、他人事なのだ。正直な感想を言わせてもらえば、どうぞ勝手に推進してくだ</p>	有機農業目標（平成32年、令和2年）	令和2年度の実績	有機栽培面積 400ha	JAS 認証面積182ha		（うちJAS 認証面積325ha）（有機栽培面積は記載なし）	生産工程管理者 102	60	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>第2期の総合評価は、別に公表することとします。</p> <p>第3期計画の目標設定については、国のみどりの食料システム戦略の2030年目標（有機農業の取組面積6万3千ha）に基づき、東日本大震災の影響が大きく、有機農業の取組が減少している本県の状況を加味して設定しています。</p> <p>本計画は、有機農業推進法第7条に基づく計画であり、国の基本方針に則した推進に関する施策の計画としています。また、同法第8条に基づく有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援に関する施策も講じて参ります。</p>
有機農業目標（平成32年、令和2年）	令和2年度の実績											
有機栽培面積 400ha	JAS 認証面積182ha											
	（うちJAS 認証面積325ha）（有機栽培面積は記載なし）											
生産工程管理者 102	60											

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
			<p>さい県庁が主役で推進計画を作るのであれば、県庁職員が有機農業を実践販売したらどうか、と思う。</p> <p>第3期計画で示されている</p> <p style="text-align: center;">現状(R1年) 目標(R12年)</p> <p>有機JAS 認証面積 188ha 380ha</p> <p>は低すぎると思うが、達成が困難だ。第2期と同じように失敗するのが目に見えている。</p> <p>県庁が本気で有機農業推進を目指すのであれば、主役である県内の有機農業者、有機農業を推進したい県内外の消費者、流通業者、日本有機農業学会の学識経験者を交えた有機農業推進計画（第3期）の策定委員会を立ち上げ、そこで原案を策定すること。これなしに成功することはあり得ない、小手先の方法などないのだと確信する。</p>	

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての意見と県の考え方

No.	項	行	意見、修正箇所等	対応
48	全般	—	<p>・第二期の総括がされていません。内部でしているのかもしれませんが、少なくともネット上では公表されていません。まずは第二期の総括とその内容を公表してください。</p> <p>・全体を通して、有機農業の環境や社会に対する多面的な機能についての理解が浅いため、従来の産地化の手法やマーケティング、ブランディングをそのまま有機農業という言葉に置きかえただけの内容となっており、全く魅力のない推進計画となっていると思います。</p> <p>・有機農業は技術と販路があれば広がるわけではありません。立案担当が環境保全農業課単独となっているために、従来の縦割り行政の域を超えていません。国が策定した「みどりの食料システム戦略」（以下みどり戦略）では、他省庁の管轄まで言及していることと比べると大きく見劣りします。結果、有機農業推進に大きな相乗効果が期待できる学校給食や地球環境保全等の言及がありません。</p> <p>農水省の方がはるかに有機農業の現状と歴史的流れを把握したうえで、本気で有機農業を推進しようという気概が感じられます。</p> <p>農水省「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月） https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/sesaku-11.pdf</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>福島県有機農業推進計画（第2期）総合評価は、別に公表することとします。</p> <p>御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
49	全般	—	<p>稲作の生産性を高める冬灌水農法のような有機栽培で生産コストを削減する農法を開発して普及させた方がいい。詳しくはSAWATA創生ソシエーションのホームページをご覧ください。</p> <p>www3.plala.or.jp/sawadak/newpage2.html</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>当計画は、県有機農業推進の基本的方向とその実現のための方策を位置づけたものです。具体的な技術については、施策の中で事例を示し、福島県に合った技術の選定・普及を図って参ります。</p>